

平成 23 年 5 月 27 日

雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課

短時間・在宅労働課長 吉永 和生

均衡待遇推進室長 大隈 由加里

均衡待遇推進室長補佐 中島 則子

(代表電話) 03 (5253) 1111

(内線 7869)

(直通電話) 03 (3595) 3273

報道関係者 各位

平成 22 年度パートタイム労働法の施行状況等について

1 平成 22 年度のパートタイム労働法の施行状況について

平成 22 年度のパートタイム労働法施行状況を取りまとめました。

【法施行状況のポイント】

- ・相談件数は約6千3百件であり、事業主からの相談が最多となっている。
- ・相談内容のうち、指針関係及びその他を除いて、最も多いものは「通常の労働者への転換推進措置」に関するものであり、次いで、「労働条件の文書交付等」、「差別的取扱いの禁止」、「賃金の均衡待遇」に関するものが多くなっている。
- ・都道府県労働局雇用均等室による是正指導件数は約2万6千件であり、「通常の労働者への転換推進措置」に関するものが多い。

2 パートタイム労働対策の見直しの検討について

平成 23 年2月3日から、「今後のパートタイム労働対策に関する研究会」を開催しています。パートタイム労働法の施行状況等を踏まえ、パートタイム労働法の見直しの検討を進めています。

1 平成 22 年度パートタイム労働法の施行状況について

(1) 都道府県労働局雇用均等室への相談

- ◆ 平成 22 年度のパートタイム労働に関する相談件数は 6,307 件であり、その内訳は、事業主からの相談が 43.9% (2,767 件)、短時間労働者からの相談が 35.8% (2,255 件) を占めている (表 1、図 1、図 2)。
- ◆ 相談内容のうち、指針関係及びその他 (年休、解雇、社会保険等) を除いて、最も多いものは「通常の労働者への転換推進措置」に関するもので 937 件 (14.9%)。次いで、「労働条件の文書交付等」が 809 件 (12.8%)、「差別的取扱いの禁止」に関するものが 406 件 (6.4%)、「賃金の均衡待遇」が 404 件 (6.4%) となっている。

表 1 相談者別相談内容の内訳

(単位：件)

事 項	短時間労働者	事業主	その他	合計
第6条関係 (労働条件の文書交付等)	283 (12.5%)	352 (12.7%)	174 (13.5%)	809 (12.8%)
第7条関係 (就業規則の作成手続)	59 (2.6%)	105 (3.8%)	18 (1.4%)	182 (2.9%)
第8条関係 (差別的取扱いの禁止)	130 (5.8%)	186 (6.7%)	90 (7.0%)	406 (6.4%)
第9条関係 (賃金の均衡待遇)	171 (7.6%)	141 (5.1%)	92 (7.2%)	404 (6.4%)
第10条関係 (教育訓練)	78 (3.5%)	47 (1.7%)	18 (1.4%)	143 (2.3%)
第11条関係 (福利厚生施設)	66 (2.9%)	50 (1.8%)	18 (1.4%)	134 (2.1%)
第12条関係 (通常の労働者への転換)	217 (9.6%)	505 (18.3%)	215 (16.7%)	937 (14.9%)
第13条関係 (待遇に関する説明)	235 (10.4%)	70 (2.5%)	62 (4.8%)	367 (5.8%)
第14条関係 (指針)	163 (7.2%)	199 (7.2%)	114 (8.9%)	476 (7.5%)
第15条関係 (短時間雇用管理者の選任)	5 (0.2%)	190 (6.9%)	15 (1.2%)	210 (3.3%)
その他 (年休、解雇、社会保険等)	848 (37.6%)	922 (33.3%)	469 (36.5%)	2,239 (35.5%)
合計	2,255 (100.0%)	2,767 (100.0%)	1,285 (100.0%)	6,307 (100.0%)

注：「指針関係」とは、法定の措置を講ずるに当たっての留意事項等を明らかにするために定めた指針に関するものである。

図1 相談内容の内訳

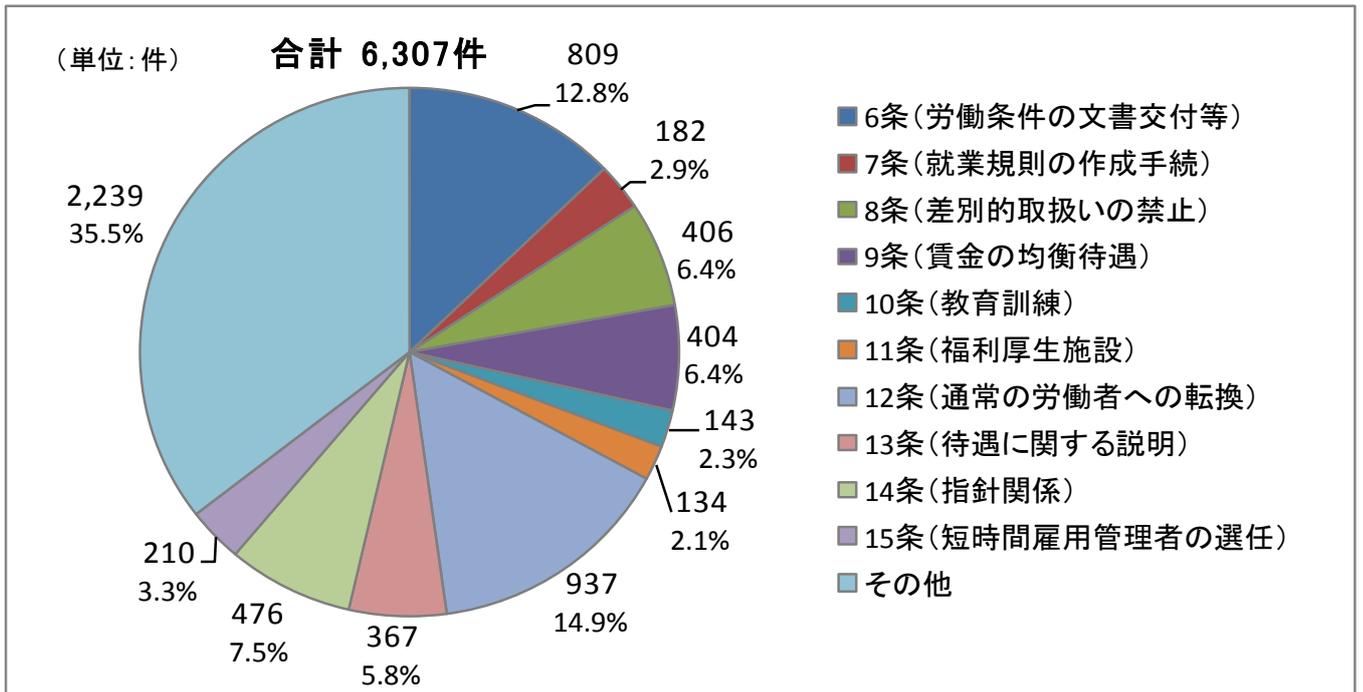
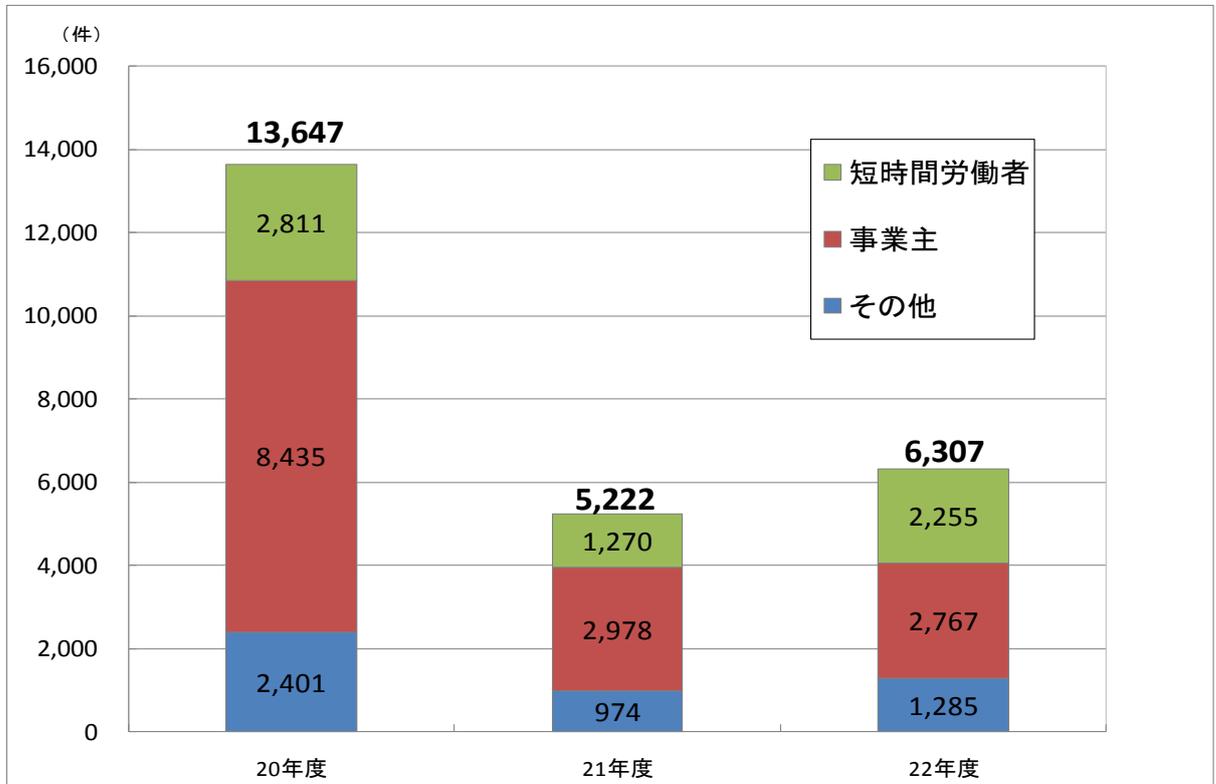


図2 相談件数の推移



(2) 都道府県労働局雇用均等室における指導(パートタイム労働法第 16 条)

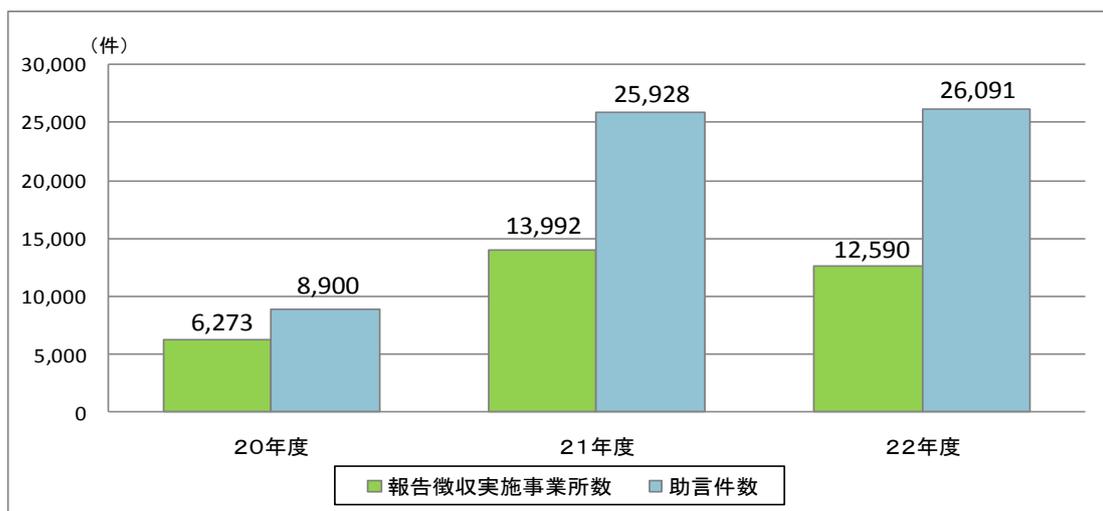
- ◆ 平成 22 年度は、12,590 事業所に対し報告徴収(注1)を実施し、このうち何らかのパートタイム労働法違反が確認された 11,157 事業所に対し、26,091 件の是正指導を行った(表 2、図 3)。
- ◆ 是正指導の内容としては、「通常の労働者への転換推進措置」に関するものが 7,193 件(27.6%)、「労働条件の文書交付等」に関するものが、6,133 件(23.5%)となっている。

表2 是正指導件数

(単位：件)

事項	是正指導件数
第 6 条関係 (労働条件の文書交付等)	6,133 (23.5%)
第 7 条関係 (就業規則の作成手続)	2,963 (11.4%)
第 8 条関係 (差別的取扱いの禁止)	3 (0.0%)
第 9 条関係 (賃金の均衡待遇)	1,323 (5.1%)
第 10 条関係 (教育訓練)	300 (1.1%)
第 11 条関係 (福利厚生施設)	3 (0.0%)
第 12 条関係 (通常の労働者への転換)	7,193 (27.6%)
第 13 条関係 (待遇に関する説明)	1 (0.0%)
第 15 条関係 (短時間雇用管理者の選任)	5,094 (19.5%)
その他 (指針等)	3,078 (11.8%)
合計	26,091 (100.0%)

図3 報告徴収件数、是正指導件数の推移(注2)



注1：報告徴収＝事業所への現地実情調査等を行うことのほか、法の施行に関し必要な事項につき事業主から報告を求めることをいう。

注2：平成 21 年 2 月より、都道府県労働局雇用均等室に配置されている「均衡待遇・正社員化推進プランナー」が増員されている。

- (3) 都道府県労働局長による紛争解決の援助(パートタイム労働法第 21 条)
紛争解決援助の申立受理件数は6件であり、申立はすべて労働者からであった(表 3)。

表3 紛争解決援助件数

(単位：件)

6 条 (労働条件の文書交付等)	1
8 条 (差別的取扱いの禁止)	2
1 2 条 (通常の労働者への転換)	1
1 3 条 (待遇に関する説明)	2
合計	6

2 パートタイム労働対策の見直しの検討について

パートタイム労働法については、平成 19 年に改正され、平成 20 年4月1日より施行されているが、同法の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 72 号)附則第7条において、「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。

これを踏まえ、平成 23 年2月3日から、「今後のパートタイム労働対策に関する研究会」を開催し、パートタイム労働法の施行状況を含め、国内におけるパートタイム労働の実態を把握するとともに課題を整理しつつ、今後のパートタイム労働対策について検討を行っている。

別添:「今後のパートタイム労働対策に関する研究会」概要

「今後のパートタイム労働対策に関する研究会」について(別添)

1. 開催目的

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号。以下「パートタイム労働法」という。)については、平成19年に改正され、平成20年4月1日より施行されているが、同法の一部を改正する法律(平成19年法律第72号)附則第7条において、「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。

現在、改正パートタイム労働法の施行後3年目を迎えていること等から、この間の施行状況を含め、国内におけるパートタイム労働の実態を把握するとともに課題を整理しつつ、今後のパートタイム労働対策について検討を行うため、「今後のパートタイム労働対策に関する研究会」を開催する。

2. 参集者

	浅倉 むつ子	早稲田大学大学院法務研究科教授
○	今野 浩一郎	学習院大学経済学部教授
	黒澤 昌子	政策研究大学院大学教授
	権丈 英子	亜細亜大学経済学部准教授
	佐藤 博樹	東京大学大学院情報学環教授
	水町 勇一郎	東京大学社会科学研究所教授
	山川 隆一	慶應義塾大学法科大学院教授

(敬称略、五十音順)

(○は座長)

3. 検討事項

- (1) パートタイム労働の実態
- (2) パートタイム労働の課題
- (3) 今後のパートタイム労働対策

4. 検討状況

平成23年2月 3日	第1回
3月 7日	第2回
3月30日	第3回
4月15日	第4回
5月20日	第5回
6月 3日	第6回(予定)

※平成23年夏頃を目途に取りまとめ予定